

事後評価委員会における秘密情報^(注1)の守秘とその取扱いについて

評価関係者^(注2)は、事後評価委員会において取り扱う秘密情報を、以下の通り厳格に守秘することとする。

事後評価委員会における秘密情報は、我が国の産業競争力の向上及び、企業・団体等の間の公正な競争の観点からも極めて重要であるとの認識に基づき、本事業の評価のためにのみ使用することとする。なお、実施者からの要請等を踏まえ、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこととする。

秘密情報には、非公開情報が含まれる。書面、電子形式の非公開情報には「非公開情報」であることを記載する。事後評価委員会の終了後1ヶ月以内に、委員は提示された非公開情報を、NEDO職員の指定に基づき、返却、破棄、削除等を実施することとする。

(注1) 秘密情報とは、評価のためにNEDO又は評価対象事業の実施者が提示^(注3)する技術的および営業上の秘密情報であり、事前に提示された情報、事後評価委員会で準備された情報、質疑、事後の回答など全てを含むものとする。

(注2) 評価関係者とは、事後評価委員およびNEDO職員を指す。

(注3) 提示とは、書類等を提供する以外に、電子形式や口答で伝えることも含む。

(参考) 守秘義務について

評価委員 NEDO評価委員承諾時に誓約

「・・・貴機構の研究開発は最先端の技術を狙ったものであり、我が国の産業競争力の向上の観点からも極めて重要であるとの認識に基づき、知り得た技術情報や企業戦略等については、厳格に守秘することを誓約します。」

NEDO職員 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法が適用

第十三条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二十五条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。